

毎月勤労統計調査について

令和4年2月21日
厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、労使関係担当)

毎月勤労統計調査における ベンチマーク更新等について（報告）

毎月勤労統計調査の改善に関する
ワーキンググループ

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

次回のベンチマーク更新の対応について (本ワーキンググループでの検討結果)

1. 次回のベンチマーク更新の実施時期 (3頁)

- 次回のベンチマークに利用できる可能性のあるデータとして、「平成28年経済センサス-活動調査」、令和元年経済センサス-基礎調査を基にした「事業所母集団DBの令和元年次フレーム」、「令和3年経済センサス-活動調査」が考えられる。
- 「令和3年経済センサス-活動調査」の結果が利用できるようになるまでベンチマーク更新を遅らせると、賃金・労働時間の集計結果のウエイト変化によるギャップが大きくなる懸念があることから、**母集団労働者数の推計と実績との乖離を早期に是正するために、「令和3年経済センサス-活動調査」の公表を待たず、令和4年1月分調査から行う。**(※)「令和3年経済センサス-活動調査」の結果を利用する場合のベンチマーク更新は、令和6年1月分調査頃になる。

2. ベンチマーク更新に用いるデータについて (4頁)

- 令和4年1月にベンチマーク更新を行う場合、以下の課題が考えられる。
 - ✓ 「令和元年次フレーム」を用いる場合：「平成28年経済センサス-活動調査」から労働者数が更新されていない事業所があるほか、更新されている場合でも更新時点が事業所によって異なる。
 - ✓ 「平成28年経済センサス-活動調査」を用いる場合：全ての民営事業所（農林漁家等を除く）の労働者数を平成28年6月時点に更新しているが、公営事業所の労働者数を把握していない。
- 「令和元年次フレーム」については、労働者数が令和元年6月時点に更新されておらず、産業・規模別の更新状況が異なっている上に、過小に評価されている可能性がある。このため、**公営事業所の労働者数を推計したうえで、「平成28年経済センサス-活動調査」を使用する。**

3. 公営事業所の労働者数推計について (5・6頁)

- 「平成28年経済センサス-活動調査」を用いる場合、公営事業所の労働者数の推計が必要。
これについては、複数の推計方法を検討した結果、**1事業所当たりの労働者数が変化しないものとして、平成26年から令和元年の公営事業所数の増減率を用いた推計(5頁の案4又は案5)を行う。**
※ 労働者数を把握している事業所については、可能な限り把握している情報を活用する。

4. 今後の課題

- 「平成28年経済センサス-活動調査」を用いる場合、ベンチマーク更新を行う令和4年1月時点では、実態との乖離が再び大きくなっている可能性がある。このため、「令和3年経済センサス-活動調査」の結果が利用できるようになった場合には**速やかにベンチマーク更新を実施する**とともに、実態との乖離が大きくなるように、**母集団労働者数の推計方法の改善を検討する**必要がある。

次回のベンチマーク更新の実施時期について

- 次回のベンチマークに利用できる可能性のあるデータとして、「平成28年経済センサスー活動調査」、「事業所母集団DBの令和元年次フレーム」、「令和3年経済センサスー活動調査」が考えられる。
- 全事業所の労働者数が得られる「令和3年経済センサスー活動調査」の結果が利用できるようになる令和6年1月分調査頃（※）までベンチマーク更新を遅らせると、ウェイト変化により賃金・労働時間の集計結果に大きなギャップを生じかねないことから、**母集団労働者数の推計と実績との乖離を早期に是正するために、「令和3年経済センサスー活動調査」の公表を待たず、令和4年1月から行う。**

※ 「令和3年経済センサスー活動調査」の確報集計の結果は、令和4年9月頃から順次公表する予定であるので、ベンチマーク更新に利用できるのは、令和6年1月分調査頃と考えられる。

【ベンチマークに利用できる可能性のある統計調査・データ等】

調査名、データ名	調査対象、データの対象	調査、データの時点
平成28年経済センサスー活動調査	全ての民営事業所 （農林漁家等を除く）	平成28年6月1日
事業所母集団DB 令和元年次フレーム	令和元年経済センサスー基礎調査により、 全ての事業所を把握 ※ 労働者数等は、平成28年経済センサス、令和元年経済センサス等の結果を利用。	令和元年6月1日
令和3年経済センサスー活動調査	全ての事業所 （農林漁家等を除く）	令和3年6月1日
(参考)令和元年経済センサスー基礎調査	全ての事業所（農林漁家等を除く） ※ ただし、既存事業所は、活動状況のみを調査し、労働者数等を調査していない。	民営事業所：令和元年6月1日 ～令和2年3月31日 公営事業所：令和元年6月1日

令和4年1月のベンチマーク更新に用いるデータについて

- 令和4年1月のベンチマーク更新に令和元年年次フレームを用いる場合、労働者数が過小に評価されている可能性があるため、利用するためには、何らかの補正が必要だが、令和元年年次フレームは、事業所によって更新状況や更新時期が異なっており、補正することは困難。
- このため、次善の策として、公営事業所の労働者数を推計したうえで、平成28年経済センサスー活動調査を使用する。

	事業所母集団DB 令和元年年次フレーム	平成28年経済センサスー活動調査
調査、データの時点	令和元年6月1日	平成28年6月1日
事業所の把握	令和元年経済センサスー基礎調査により、全ての事業所（農林漁家等を除く）を把握	全ての民営事業所（農林漁家等を除く）を把握（公営事業所は把握していない）
労働者数の更新状況	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 平成28年経済センサスー活動調査を基に、令和元年経済センサス等の結果により更新 ※ 平成28年6月から、労働者数が更新された事業所は全体の約17%、労働者数は全体の約25%程度 ※ いつの時点の労働者数に更新されているかは事業所により異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全ての民営事業所（農林漁家等を除く）で労働者数を平成28年6月時点に更新
データ利用に当たっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労働者数が令和元年6月の実績ではない事業所があるが、令和元年6月の労働者数として用いてよいか。 ※ 令和元年6月の労働者数とした場合、<u>労働者数が過小に評価されている可能性</u>がある。 ✓ 労働者数が更新されている事業所の産業には一定の偏りがある。 ※ 労働者数の産業別労働者数の偏りは、毎月勤労統計調査の平均賃金等の結果に影響を与える 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公営事業所の労働者数を把握していないため、<u>別途推計が必要</u> ✓ 平成28年6月時点の労働者数に基づく補正なので、令和4年1月時点では、<u>実態との乖離が再び大きく</u>なっている可能性がある。

平成28年経済センサス－活動調査を用いる場合の公営事業所の推計方法

- 平成28年経済センサス－活動調査を用いる場合の公営事業所として、複数の推計方法が考えられるが、**1事業所当たりの労働者数**が変化しないものとして、平成26年から令和元年の公営事業所数の増減率を用いた推計（案4又は案5）を用いる。

※ 案5は、労働者数を把握している事業所については、可能な限り把握している情報を活用しており、より適当な推計方法と考えられる。

公営事業所の推計方法（案）※産業別・規模別に推計

（案1）公営事業所の労働者数は、平成26年から変化していないと仮定（平成28年次フレームの集計結果と同じ）

$$\text{公営事業所の労働者数 (H28)} = \text{公営事業所の労働者数 (H26)}$$

（案2）公営事業所の労働者数は、民営事業所と同程度の増減率として推計

$$\text{公営事業所の労働者数(H28)} = \text{公営事業所の労働者数(H26)} \times \frac{\text{民営事業所の労働者数(H28)}}{\text{民営事業所の労働者数(H26)}}$$

（案3）公営事業所の労働者数は、平成21年から平成26年までの公営事業所の労働者数の増減率が続くものとして推計

$$\text{公営事業所の労働者数(H28)} = \text{公営事業所の労働者数(H26)} \times \left(\frac{\text{公営事業所の労働者数(H26)}}{\text{公営事業所の労働者数(H21)}} \right)^{\frac{2}{5}}$$

（案4）平成26年から令和元年の公営事業所数の増減率を用いて推計

$$\text{公営事業所の労働者数(H28)} = \text{公営事業所の労働者数(H26)} \times \left(\frac{\text{公営事業所数(R1)}}{\text{公営事業所数(H26)}} \right)^{\frac{2}{5}}$$

（案5）令和元年の公営事業所の労働者数を推計した後、平成26年から令和元年の公営事業所数の労働者数の増減率を用いて推計（※ 令和元年経済センサス－基礎調査では、新規の公営事業所の労働者数を把握していることから、この情報を活用）

$$\text{公営事業所の推計労働者数(R1)} = \text{公営事業所の労働者数(H26)} \times \frac{\text{既存の公営事業所数(R1)}}{\text{公営事業所数(H26)}} + \text{新規の公営事業所の労働者数(R1)}$$

$$\text{公営事業所の労働者数(H28)} = \text{公営事業所の労働者数(H26)} \times \left(\frac{\text{公営事業所の推計労働者数(R1)}}{\text{公営事業所の労働者数(H26)}} \right)^{\frac{2}{5}}$$

公営事業所の推計方法の特徴

案1～案5のそれぞれにおける公営事業所推計の特徴は以下のとおり。

	推計方法	特徴
案1	公営事業所の労働者数は、平成26年から変化していないと仮定（平成28年次フレームの集計結果）	推計の必要がないが、平成26年から28年の変化が反映されない。 H28の推計労働者数：229.5万人（H26からの増減率：0.0%）
案2	公営事業所の労働者数は、民営事業所と同程度の増減率として推計	民営事業所の労働者数の増減率で推計しており、他の案よりも結果が大きくなっている。 H28の推計労働者数：245.6万人（H26からの増減率：7.0%）
案3	公営事業所の労働者数は、平成21年から平成26年までの公営事業所の労働者数の増減率が続くものとして推計	過去の伸び率に基づき推計しているため、近年の変化が必ずしも反映されていない可能性がある。 H28の推計労働者数：229.4万人（H26からの増減率：0.0%）
案4	平成26年から令和元年の公営事業所数の増減率を用いて推計	1事業所当たり労働者数が変化しないものとして推計している。 H28の推計労働者数：226.1万人（H26からの増減率：▲1.5%）
案5	令和元年の公営事業所の労働者数を推計した後、平成26年から令和元年の公営事業所数の労働者数の増減率を用いて推計	案4に加えて、労働者数を把握している事業所については把握している情報を活用して推計 H28の推計労働者数：226.0万人（H26からの増減率：▲1.5%）

※ 平成26年の公営事業所の労働者数について、平成26年経済センサスの結果と平成21年経済センサスを用いて案1，2，4の方法で推計した結果は以下のとおりであり、平成26年経済センサスの結果との乖離率は案4が最も小さい。

平成26年経済センサスにおける公営事業所の労働者数：2294.8千人

平成26年の公営事業所の推計値（括弧内は平成26年経済センサスとの乖離率）

案1：2329.6千人（+1.5%）

案2：2663.8千人（+16.1%）

案4：2293.3千人（▲0.1%）

毎月勤労統計調査における ベンチマーク更新等について（参考）

毎月勤労統計調査の改善に関する
ワーキンググループ

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

毎月勤労統計調査の概要

調査の目的

雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

調査の概要

区分		調査事業所数 ^(注)	調査周期	調査事項	抽出方法	調査系統	調査方法
第一種事業所 (常用労働者を常時30人以上雇用する事業所)	全国調査	約15,000	毎月	<ul style="list-style-type: none"> 性別常用労働者数及び性別パートタイム労働者数 性別常用労働者及びパートタイム労働者に係る出勤日数、所定内・所定外労働時間数、きまって支給する給与額等 	【母集団情報】 事業所母集団データベース 【標本抽出方法】 層化無作為抽出（1年ごとに全体の1/3を入れ替えるローテーション・サンプリング） ※ 従業員500人以上は全数調査	厚生労働省 — 都道府県 — 報告者	<ul style="list-style-type: none"> 郵送調査 オンライン調査
	地方調査	約25,000					
第二種事業所 (常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所)	全国調査	約18,000	毎月	<ul style="list-style-type: none"> 性別常用労働者数及び性別パートタイム労働者数 性別常用労働者及びパートタイム労働者に係る出勤日数、所定内・所定外労働時間数、きまって支給する給与額等 	【母集団情報】 経済センサス 【標本抽出方法】 層化無作為二段抽出（半年ごとに全体の1/3を入れ替えるローテーション・サンプリング）	厚生労働省 — 都道府県 — 統計調査員 — 報告者	<ul style="list-style-type: none"> 調査員調査 オンライン調査 ※ 災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、郵送調査が可能
	地方調査	約18,000					
常用労働者を常時1人以上5人未満雇用する事業所	特別調査	約22,000	1年	<ul style="list-style-type: none"> 常用労働者ごとの性別、年齢、勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額等 	【母集団情報】 経済センサス 【標本抽出方法】 集落抽出 （抽出した調査区内において、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する）	厚生労働省 — 都道府県 — 統計調査員 — 報告者	<ul style="list-style-type: none"> 調査員調査 ※ 災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、郵送調査又はオンライン調査が可能

(注) 全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。

毎月勤労統計調査の現状

調査概要

○調査内容

常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握（全国調査及び地方調査）、1～4人雇用する事業所については毎年7月※1における状況を把握（特別調査）。※1. 令和2年度については調査を中止。代替調査（郵送・オンライン）を10月に実施。

○調査時期

・全国調査及び地方調査：毎月 ・特別調査：毎年7月

○調査客体数（全て抽出調査※2）

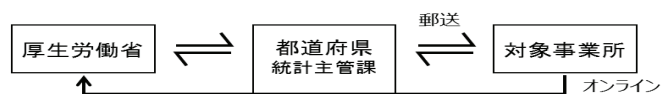
※2. 500人以上規模は全数調査

- ・全国調査 約33,000事業所（令和2年の回収率：約80%）
- ・地方調査 約43,000事業所
- ・特別調査 約22,000事業所（令和元年の回収率：約88%）

○調査方法・調査経路

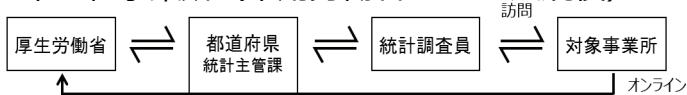
<全国調査・地方調査>

・第一種事業所（常用労働者30人以上規模）※3



※3. 令和元年6月から、一部の500人以上規模の事業所は国直轄で調査。

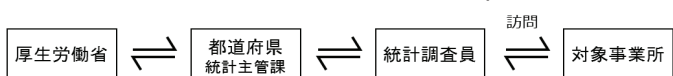
・第二種事業所（常用労働者5～29人規模）※4



※4. 災害等に起因し、調査員調査を行うことが困難な場合には、郵送調査が可能。

<特別調査>

・同1人以上5人未満雇用する事業所 ※5



※5. 災害等に起因し、調査員調査を行うことが困難な場合には、郵送・オンライン調査が可能。（令和3年～）

利活用事例

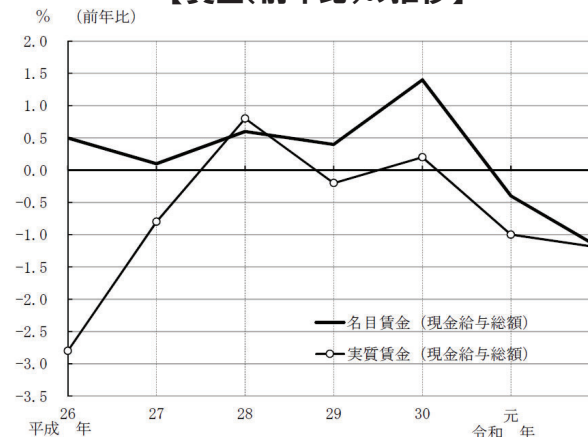
- ・雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、毎月きまって支給する給与を利用
- ・月例経済報告、経済財政白書等において、賃金等の動きを利用
- ・国民経済計算の推計に際し、雇用者報酬の算定資料に利用

主な結果

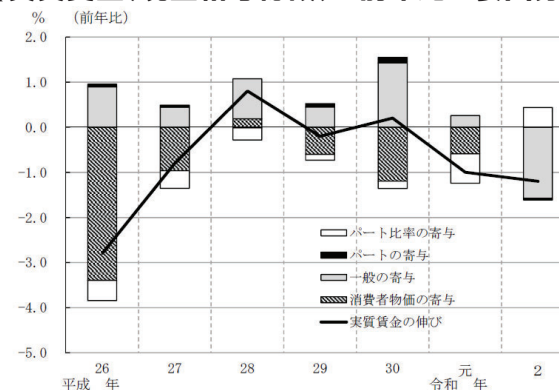
（令和2年・実数・前年比）

名目賃金（現金給与総額）	318,405円	1.2%減
一般労働者	417,475円	1.7%減
パートタイム労働者	99,384円	0.4%減
実質賃金（現金給与総額）		1.2%減
総実労働時間	135.1時間	2.8%減
パートタイム労働者比率	31.13%	0.40%増

【賃金（前年比）の推移】



【実質賃金（現金給与総額）の前年比の要因分解】



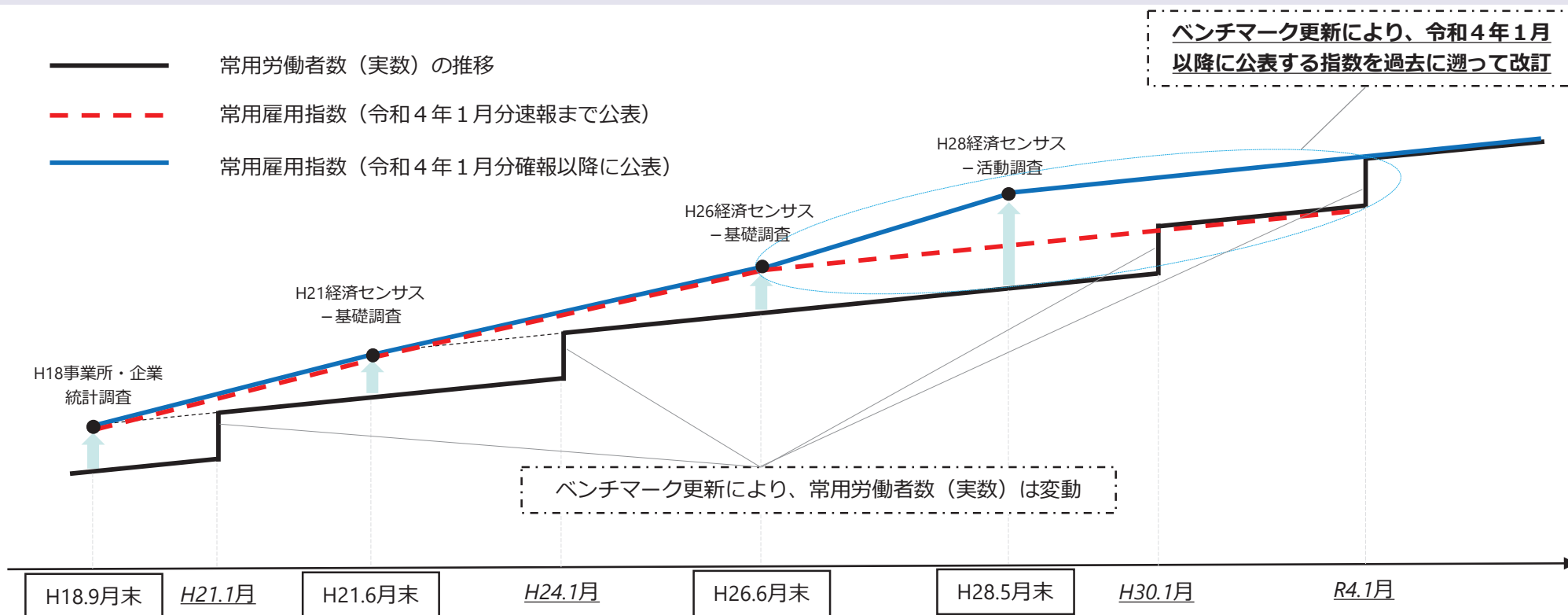
毎月勤労統計調査におけるベンチマークの更新について

- 毎月勤労統計調査は、産業・規模別に調査事業所の前月末労働者数の合計と母集団労働者数との比率（推計比率）を用いて集計を行っている（前月末労働者数＝母集団労働者数となるように調査した数値に推計比率を乗じて集計）。このため、**母集団労働者数を適切に設定することが賃金・労働時間を適切に推計するために重要**となる。
- 母集団労働者数は、事業所の全数調査である「経済センサス－基礎調査」等の結果を用いて設定し、毎月勤労統計調査の労働者数の増減等により本月末労働者数を推計し、翌月の母集団労働者数とする推計方式（リンク・リラティブ）を用いている。また、この労働者数（前月末労働者数と本月末労働者数の平均）は、**産業・規模別の一人平均の賃金・労働時間等の集計値を積み上げる際のウエイト**となっている。
- 上記のとおり、**母集団労働者数は、毎月推計により更新していくため、年月がたつにつれて、推計と実績との間に乖離が生じてくる**。このため、調査対象事業所の抽出替えの際に、「経済センサス－基礎調査」等の結果を労働者数のベンチマーク（水準点）として、**毎月勤労統計調査の集計に用いる母集団労働者数の実績との乖離を是正するために、母集団労働者数を更新する作業を行っている**。この作業を「ベンチマーク更新」という。
 - ※ ベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数を過去に遡って改訂する。
 - ※ 前回のベンチマーク更新は、「平成26年経済センサス－基礎調査」を用いて平成30年1月に行っており、全事業所の労働者数が得られる「令和3年経済センサス－活動調査」の結果が利用できるようになる令和6年1月分調査頃までベンチマーク更新を遅らせると、調査対象事業所の抽出替えの際、賃金・労働時間の集計結果のウエイト変化によるギャップが大きくなる懸念がある。

令和4年1月のベンチマーク更新に伴う常用雇用指数改訂のイメージ

○ 令和4年1月のベンチマーク更新により、常用雇用指数をベンチマークに対応する水準を通過するように、過去に遡って改訂する。

※ ベンチマーク更新では、賃金・労働時間の指数は改訂しないが、令和4年1月分確報以降に公表する指数は、2020年基準に基準時改訂等を行うことから、全ての指数を過去に遡って改訂する。



(※1) 令和4年1月分確報のベンチマーク更新と合わせて、2020年平均を100とするよう、賃金、労働時間、常用労働者数の全てについて、指数の基準改訂を行う。

(※2) 平成16年1月～平成23年12月については、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っており、抽出調査を行う場合に必要な復元を行うことができなかったことから「時系列比較のための推計値」を作成して使用しているが、現在公表されている平成24年1月以降の指数の作成に用いた母集団労働者数は、平成23年12月までの「時系列比較のための推計値」の作成に用いた母集団労働者数から作成されていない。

このため、今回のベンチマーク更新時に、平成24年1月以降の指数が「時系列比較のための推計値」から作成した母集団労働者数と整合するよう、指数の改訂を合わせて行う。

「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」の開催状況等

第1回（令和3年7月9日）

- 事務局から、毎月勤労統計調査の概要及びこれまでの経緯について説明
- ワーキンググループの進め方について、まずは、ベンチマーク更新の方法を中心に検討し、その後、更なる課題を検討することを確認
- 次回のベンチマーク更新にあたり、ベンチマークの候補となる統計、データの課題を事務局から説明
 - ⇒ 推計と実績の乖離を早期に是正するために、「令和3年経済センサス－活動調査」の公表を待つことなく、次回のベンチマーク更新は令和4年1月に行うこととし、第2回で試算結果をもとに議論を行うことを確認

第2回（令和3年8月26日）

- 事務局から、ベンチマーク更新の検討に当たって、以下を提示して議論
 - 令和元年次フレームのデータ更新状況
 - 平成28年経済センサス－活動調査を用いる場合の公営事業所の推計方法の案
 - ベンチマーク更新を行った場合の影響の試算

第3回（令和3年11月5日）

- 事務局から、ベンチマーク更新の検討に当たって、追加の資料を提示。
- 令和4年1月に行うベンチマーク更新については、「平成28年経済センサス－活動調査」を用いることとし、公営事業所の労働者数については、平成26年から令和元年の公営事業所数の増減率等を用いて推計する方針を確認

第4回（令和3年12月17日）

- これまでの議論を取りまとめた報告案について、厚生労働統計の整備に関する検討会に報告することを確認

「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」について

- 毎月勤労統計調査について、ベンチマーク更新の実施に当たっての検討を行うとともに、その他の課題（※）についての検討を進めるために、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」を置く。

（※）母集団労働者数の推計精度の向上、標本設計の見直し等

（構成員）

稲葉 由之（青山学院大学経営学部 教授）

- ◎ 加藤 久和（明治大学政治経済学部 教授）

風神 佐知子（慶應義塾大学商学部 准教授）

高橋 陽子（独立行政法人労働政策研究・研修機構 副主任研究員）

樋田 勉（獨協大学経済学部国際環境経済学科 教授）

※ ◎は主査

（審議協力者）

西郷 浩（早稲田大学政治経済学術院 教授）

眞子 武久（東京都総務局統計部 人口統計課長）